



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 アルビス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 森 実
(コード番号: 7 4 7 5 東証・名証第二部)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 池 田 和 男
(TEL. 0 7 6 6 - 5 6 - 7 2 2 3)

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 47 回定時株主総会に株式の併合（5 株を 1 株に併合）、単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）及び発行可能株式総数の変更（1 億株から 2 千万株に変更）並びに定款の一部変更に係る議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に集約することを目指しております。当社は、上場会社としてかかる趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が市場の流動性向上や投資家の参入しやすいレベルとして望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的に、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施し、株式併合の効力発生と同時に単元株式数を変更（1,000 株から 100 株に変更）し、かつ発行可能株式総数も 5 分の 1 に変更する予定であります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 26 年 8 月 1 日（金）をもって、平成 26 年 7 月 31 日（木）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 26 年 3 月 31 日現在）	33,779,634 株
株式併合により減少する株式数	27,023,708 株
株式併合後の発行済株式総数	6,755,926 株
株式併合後の発行可能株式総数	20,000,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の合併割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様82名（その所有株式数の合計は96株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条第1項の定めにより、当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。

平成26年3月31日現在の株主構成の割合

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,871名（100.0%）	33,779,634株（100.0%）
5株未満（1株～4株）所有株主	82名（2.9%）	96株（0.0%）
5株以上所有株主	2,789名（97.1%）	33,779,538株（100.0%）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成26年6月27日開催予定の当社第47回定時株主総会において、本株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. 株式の併合（1）併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成26年8月1日（金）をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成26年6月27日開催予定の当社第47回定時株主総会において、株式の併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の目的

上記「1. 株式の併合（2）併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を1億株から2千万株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 26 年 8 月 1 日（金）をもって、発行可能株式総数 1 億株から 2 千万株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 47 回定時株主総会において、株式の併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. 株式の併合（2）併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、当社定款第 6 条に規定される発行可能株式総数を 1 億株から 2 千万株に変更するとともに、当社定款第 7 条に規定される単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

上記「1. 株式の併合（2）併合の内容」に記載した本株式併合に関する議案が承認可決され、その効力が発生することを条件として、平成 26 年 8 月 1 日（金）をもって当社定款の一部を変更します。

なお、本定款変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 26 年 8 月 1 日をもって生じる旨の附則を設けるものといたします。

変更の内容は、次のとおりです。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第 6 条および第 7 条の変更は、当社第 47 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決され、その効力が発生することを条件として平成 26 年 8 月 1 日に効力を発生するものとする。なお、本附則は、平成 26 年 8 月 1 日の経過後、これを削除するものとする。</u>

（下線は変更部分を示します。）

5. 主要日程（予定）

取締役会開催日	平成 26 年 5 月 12 日
定時株主総会開催日（予定）	平成 26 年 6 月 27 日
株式併合公告（予定）	平成 26 年 7 月 17 日
株式併合の効力発生日（予定）	平成 26 年 8 月 1 日
単元株式数変更の効力発生日（予定）	平成 26 年 8 月 1 日
発行可能株式総数の効力発生日（予定）	平成 26 年 8 月 1 日

※上記のとおり、本株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成 26 年 8 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続の関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 26 年 7 月 29 日です。

以上

添付資料： （ご参考）株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では、5株を1株とすることを予定しております。

Q 2 単元株式数とは何ですか。

- A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。
現在の当社の単元株式数は1,000株です。

Q 3 株式併合と単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内の上場株式の単元株式数、すなわち売買単位を最終的に100株にすることを目標としており、当社としてはこれに合わせるべく、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位(株価に単元株式数を乗じた金額)の水準を5万円以上50万円未満としており、単に単元株式数を100株に変更しただけでは、平成26年4月1日現在の株価1株278円で計算すると、投資単位は27,800円となり、望ましい水準を外れることとなります。

そこで、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することとし、5株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合前の株価が1株278円であれば、併合後の理論上の株価は併合前の5倍となり、投資単位は139,000円となりますので、望ましいとされる水準となることが期待されます。

Q 4 株主の所有株式・議決権はどのようになるのですか。

- A. 株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,026株	1個	205株	2個	0.2株
例④	500株	なし	100株	1個	なし
例⑤	453株	なし	90株	なし	0.6株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例①、例④に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②、例③、例⑤に発生する単元未満株式（例②は20株、例③は5株、例⑤は90株）につきましては、ご希望により、単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数を処分してお支払いする金額は、平成26年9月中旬頃にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満（例⑥のような場合）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または、後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の5分の1になりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の5倍となります。

Q 6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。

- A. ご所有株式数は1／5となりますが、1株当たりの配当金を5倍にする予定であるため、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。
- ただし、株式併合に伴い端数株式が生じる場合は、当該端数株式に係る配当金は生じません。
- なお、端数株式につきましてはQ4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

- A. 次のとおり予定しております。
- | | |
|------------|------------------------------------|
| 平成26年5月12日 | 取締役会開催日（株主総会の招集の決議） |
| 平成26年6月27日 | 定時株主総会開催日 |
| 平成26年7月17日 | 株式併合公告日 |
| 平成26年7月28日 | 現在での単元株式数（1,000株）での売買最終日 |
| 平成26年7月29日 | 当社株式の売買単位が100株に変更
株式併合の効果が株価に反映 |
| 平成26年7月31日 | 株式併合基準日 |
| 平成26年8月1日 | 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日 |

Q 8 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q 4に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により、端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9：00～17：00 (銀行休業日を除く)

以上